

1 施工計画書作成の手引き

I 共通仕様書の記載

施工計画書は、請負者がどのような工程、方法、段取り、組織で施工するかを示したもので、福島県の共通仕様書では次のように定められている。

共通仕様書(土木工事編 I)

1-1-7 施工計画書

1. 請負者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出し、監督員と打ち合わせをしなければならない。

請負者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。

この場合、請負者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。

また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、請負者は維持工事等簡易な工事においては監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。

- (1) 工事概要
- (2) 計画工程表
- (3) 現場組織表(工場製作にあつては工場組織表)
- (4) 安全管理
- (5) 主要機械
- (6) 主要材料
- (7) 施工方法(主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む)
- (8) 施工管理計画
- (9) 緊急時の体制及び対応
- (10) 交通管理(ダンプトラックの過積載防止についても記載する)
- (11) 環境対策
- (12) 現場作業環境の整備
- (13) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
- (14) UD 指針に基づき実施する項目・内容
- (15) その他

2. 請負者は、上記 1.(6)において、コンクリート二次製品のうち、福島県土木部の認定製品及び JIS 指定工場の生コンクリートを使用する場合は、各工事名等を必ず記載するものとする。

3. 請負者は、上記 1.(9)において、請負者及び発注者の夜間・休日連絡先を明記しなければならない。

4. 請負者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督員に提出し、打ち合わせをしなければならない。

5. 請負者は、施工計画書を提出した際、監督員が指示した事項についてさらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。

II 施工計画書作成の留意点

(1) 施工計画の基本事項

施工計画の作成時には次の基本的項目を検討する。

- ① 工事の目的、内容、契約条件等の把握
- ② 現場条件(地形、気象、道路状況、近接状況、環境、制約条件等)
- ③ 全体工程(基本工程)
- ④ 施工方法(施工順序、使用機械等)
- ⑤ 仮設備の選択及び配置

(2) 施工計画書作成の要点

施工計画書作成は、上記基本事項を充分調査・検討・把握し、施工性・経済性・安全性との関連を繰り返し検討しながら、最適となる施工計画を決定することが重要である。

公共工事を施工するための施工計画書は、既に受注し、施工開始期日を前提として作成される場合が一般的であることから、受注時の自社の体制、実施能力との関連も検討し、確実に施工できるものでなければならない。ただ確実性を追うあまりに、新技術・新工法等を検討しないようでは、技術の進歩が望めない。小規模でも新技術・新工法の採用を含めた幅広い検討が必要である。

現在の土木建設産業には、生産性の向上・環境保全といった大きな社会的要求があり、これらの問題に対し積極的な社会参画という形で取り組み、計画段階から具体的で効果的な方法を施工計画書に反映させることも考慮しなければならない。

具体的検討項目は次のとおりである。

① 生産性の向上に関する標準的な検討項目

- (i) 合理的な分割施工
- (ii) 仮設の独自企画
- (iii) 作業の規格化
- (iv) 新技術・新工法
- (v) 施工の機械化

② 環境保全に関する標準的な検討項目

- (i) 環境の観点からの資材や機械の選別
- (ii) 地域社会への貢献
- (iii) 廃棄物の減量化・適正処分
- (iv) エネルギー利用の効率化
- (v) 社員の意識改革

このように、施工計画の作成にあたっては、基本事項を充分把握し、経済性・施工性等を検討することは無論、現在の社会的要請も認識し、自主性・創意性を失わないような形で幅広い検討を行うことが重要である。

(3) 施工計画書の変更

共通仕様書では施工計画書の内容に変更が生じた場合は、当該工事を着手する前に変更に係る事項をその都度提出することになっているが、変更契約のみならず、「工事内容変更伺い」で新たな工種、工法が生じた場合も、提出するものとする。

ただし、施工方法及び工期の変更が伴わない工事数量の増減の場合や近接工事の請負額減額変更などは提出を省略できるものとする。

III 施工計画書各項目毎の作成の手引き

施工計画書の個別項目毎の記載事項及び留意点を以下に示す。

1 工事概要

工事概要については下記の例示内容程度を、また、工事内容については工事数量総括表の工種、種別、数量等を記入する。この場合、工種が一式表示であるもの及び主要工種以外については、工種のみ記載でもかまわない。費用明細書的な詳細な内容は必要ないものとする。

平成〇〇年度

かんがい排水（一般）〇〇〇〇工事

〇〇〇〇地区

施 工 計 画 書

（当初・第 回変更）

平成〇年〇月

〇〇建設株式会社

【記載例】目次

目 次	
1. 工事概要
2. 計画工程表
3. 現場組織表(工場製作にあつては工場組織表)
4. 安全管理
5. 主要機械
6. 主要材料
7. 施工方法 (主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む)
8. 施工管理計画 (社内検査を含む)
9. 緊急時の体制及び対応
10. 交通管理 (ダンプトラックの過積載防止についても記載する)
11. 環境対策
12. 現場作業環境の整備
13. 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
14. UD 指針に基づき実施する項目・内容
15. その他

1 工事概要

【記載例】工事概要

工事番号 ○○-○○○○○-○○○○

工事名 かんがい排水(一般)○○○○工事

地区(路線)名 ○○地区

施工場所 ○○市○○地内

工 期 自平成○○年○○月○○日
至平成○○年○○月○○日

請負額 ○○○○○○円

発注者 ○○農林事務所 所長 ○○○○
監督員 ○○○○

請負者 ○○株式会社 代表取締役 ○○○○
現場代理人 ○○○○
主任技術者 ○○○○
(監理技術者)

代表数量 水路工(L型水路) L=○○ m

【記載例】工事内容

工事区分	工 種	種 別	数量	単位	適 要
水路工	土工		1	式	
	開渠工	大型水路	550	m	
	落差工	コンクリート現場打ち	10	個所	
	仮設工	仮回し水路、水替	1	式	

2 計画工程表

計画工程表は、各種別について作業の始めと終わりがわかるネットワーク等で作成する。作成にあたっては、気象、特に降雨、気温等によって施工に影響の大きい工種については、過去のデータ等を充分調査し、工程計画に反映させる。

【留意点】

- ①計画工程表は、施工計画書に綴じ込むものの他、工程管理用として作成し、現場において日々管理しなければならない。
- ②契約書添付の工程表との整合が必要である。
- ③各工種毎の工期設定が施工量や施工時期を考え、適正に設定されているか把握する。

【記載例】計画工程表

工事番号	〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇〇〇〇
工事名	かんがい排水（一般）〇〇〇〇工事
地区（路線）名	〇〇地区
工 期	平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日

計画工程表（ネットワーク等） ……【省略】

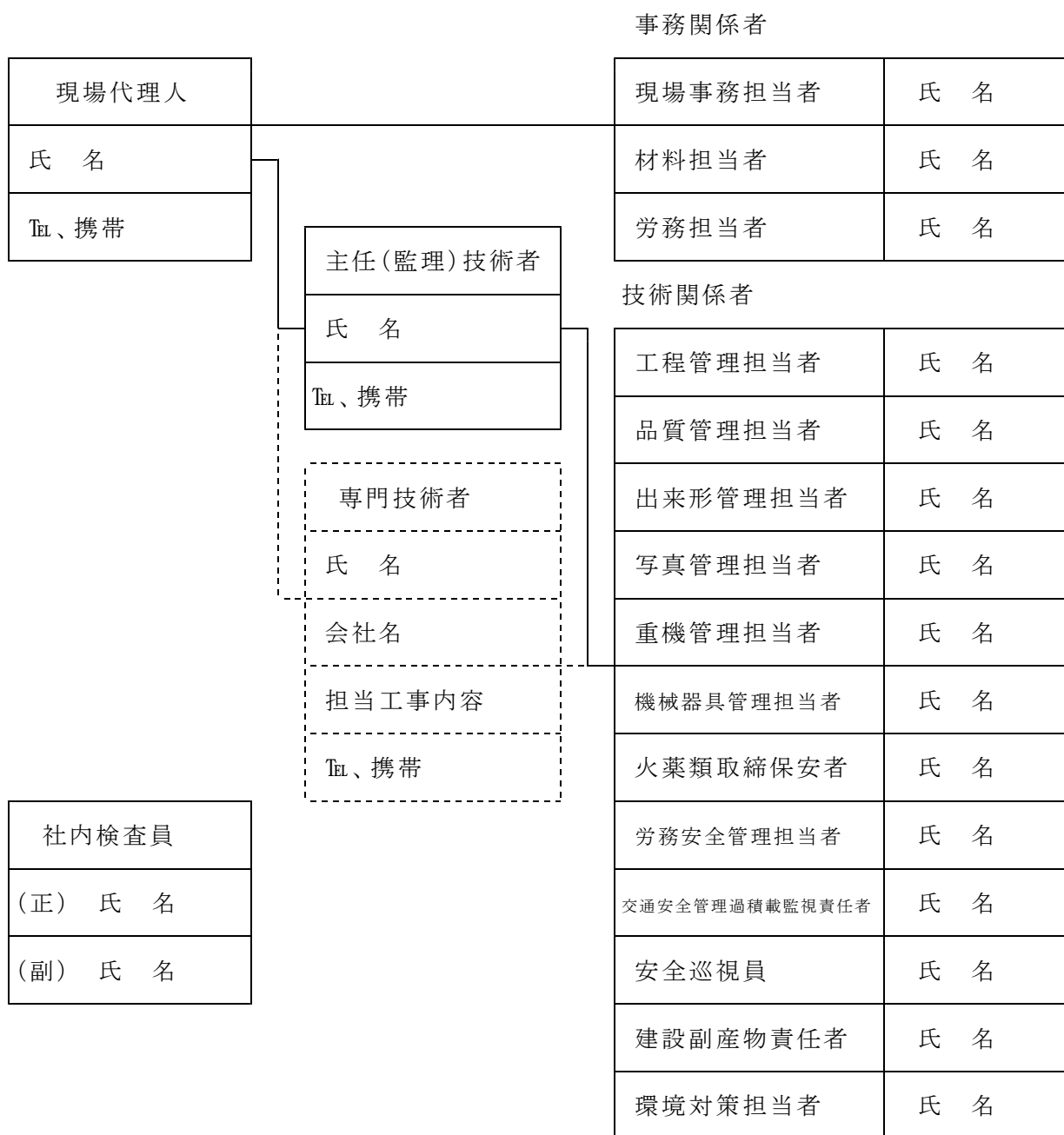
3 現場組織表

現場組織表は、現場における組織の編成及び命令系統並びに業務分担がわかるように記載する。工事契約規模、内容により建設業法、福島県工事請負契約約款及び福島県元請下請関係適正化指導要綱による現場代理人、主任技術者または監理技術者、専門技術者をそれぞれ記載する。

【留意点】

- ①建設業法第26条の2の規定により専門技術者が必要な場合、資格ある主任（監理）技術者が兼任するか会社の他の者をあてる、または下請けさせることになるが、この場合は会社名を記載する。
- ②現場代理人、主任（監理）技術者、専門技術者の資格者表を作成する。
- ③工事に対する品質証明のために社内検査員を配置する。社内検査員は現場経験10年以上の者とし、複数配置も可であるが、主になる者を中心に行うのが望ましい。

【記載例】現場組織表



資格者表

職名	氏名	資格名・番号・交付年月日等	所属会社
現場代理人			
主任(監理)技術者			
専門技術者			

4 安全管理

安全管理に必要なそれぞれの責任者や組織づくり、安全管理についての活動方針について記載する。
また、事故発生時における関係機関や被災者宅等への連絡方法や緊急病院等についても記載する。
記載が必要な項目は次の通りである。

(1) 工事安全管理対策

- ①安全管理組織(安全協議会の組織等も含む)
- ②危険物を使用する場合は、保管及び取り扱いについて
- ③刈払機・チェーンソーを使用する場合は危険防止装置の装着がわかる仕様等を記載する。
- ④その他必要事項

(2) 第三者施設安全管理対策

家屋、商店、鉄道、ガス、電気、電話、水道等の第三者施設と近接して工事を行う場合の対策

(3) 工事安全教育及び訓練についての活動計画

安全管理活動として実施予定のものについて参加予定者、開催頻度等

(4) 関係法令、指針の必要事項の抜粋や整合

- ・労働安全衛生法及び関連法令
- ・土木工事安全施工技術指針
- ・建設機械施工安全技術指針
- ・建設工事公衆災害防止対策要領

【記載例】安全衛生管理組織表

①労働安全衛生関係法令で定められた責任者、担当者を、各々記載することし、「工事作業所災害防止協議会兼施工体系図」を当てることができる。施工体系図を作成しない工事や施工体系図で表記できない場合は別途作成する。

②施工体系図の「統括安全衛生責任者」「元方安全衛生管理者」「安全衛生責任者」等の名称は労働安全衛生法関係法令の定めによる。

③労働安全衛生規則で定められている選任すべき作業主任者(地山掘削作業、土止め支保工作業等)及び危険有害業務(クレーン運転、玉掛け作業等)に従事する有資格者一覧表を添付する。「工事作業所災害防止協議会兼施工体系図」

(福島県元請・下請関係適正化指導要綱参考様式第3号)

発注者名	
工事名称	

工 期	自	年	月	日
	至	年	月	日

元請負名	
監督員名	
監理技術者名	
専門技術者名	
担当工事内容	
専門技術者名	
担当工事内容	

工 事	会社名	
	工事内容	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年月日～	年月日

会長	統括安全衛生責任者
----	-----------

元方安全衛生管理者

書 記

副会長	
-----	--

工 事	会社名	
	工事内容	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年月日～	年月日

作業主任者名簿(労働安全衛生法施行令第6条関係)及び作業指揮者(労働安全衛生規則第592条の6関係)名簿

作業名	作業主任者・指揮者	会社名	免許、技能講習年月日・番号等
地山掘削			
型枠支保工			
不整地運搬車作業			

就業制限に係る業務(労働安全衛生法施行令第20条関係)及び特別教育を必要とする業務(労働安全衛生規則第36条関係)従事者名簿

業務名	資格者	会社名	免許又は教育年月日・番号等
クレーン運転			
玉掛け作業			
除染等作業			

【記載例】安全管理活動

名称	場所	参加予定者	内容	頻度
朝礼	現場事務所	現場作業従事者		毎日
安全巡視	現場	安全巡視員		毎日
安全訓練	現場事務所	現場作業従事者		毎月1回

【記載例】危険物

危険物の取り扱いについて記載する。

名称	適用法規	使用予定量
ダイナマイト	火薬類取締法	〇〇kg

5 主要機械

①工事に使用する機械で、主要な機械(騒音振動、排出ガス規制、標準操作等)について記載する。下記表に示す建設機械については、排出ガス対策型建設機械の使用を標準とする。ただし、一般建設機械については請負者の保有状況等によりやむを得ない場合は未対策型にできる。

②機械使用計画の中に排出ガス対策型機械の使用の有無を記入する。さらに対策型であることを証明できる資料(機種一覧表及び車検証等の写し)を添付する。

機種	備考
バックホウ	トンネル工事に用いる建設機械、一般建設機械
ホイールローダ	〃 : 車輪式
大型ブレイカー	トンネル工事に用いる建設機械
コンクリート吹付機	〃

ドリルジャンボ	トンネル工事用建設機械
ダンプトラック	〃
トラクタミキサ	〃
ブルドーザ	一般建設機械
発電発動機	〃 : 可搬式(溶接兼用機を含む)
空気圧縮機	〃 : 〃
油圧ユニット	〃 : 基礎工事用機械で独立したもの
ローラ	〃 : ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ
ラフテレーンクレーン	〃

※トンネル工事建設機械は、ディーゼルエンジン出力 30 ～ 260kw(40.8 ～ 353 ps) を搭載した建設機械に限る。

※一般建設機械は、ディーゼルエンジン出力 7.5 ～ 260kw(10.2 ～ 353 ps) を搭載した建設機械に限る。

【記載例】

主要機械使用計画

機械名	メーカー	能力規格	台数	使用工種	排出ガス対策型の有無及び型式	備考
バックホウ	小松製作所	0.45m ³	2	掘削積込	○ 1次基準適合	
ダンプ	日野自動車	10t	1	残土運搬		
ブルドーザ	小松製作所	3.5t	1	残土整地		

6 主要材料

工事に使用する指定材料及び主要材料材料試験方法等について記載する。

【留意点】

①製造業者、販売業者に分けて、所在地も記載する。県外の場合は都道府県から記入する。できるだけ県内産資材の利用促進を図る。

②品質証明欄も記入する。

【記載例】主要材料計画

材料名	規格	予定数量	製造業者	販売業者	品質証明	摘要
生コンクリート	21-8-25BB	30m ³	〇〇生コン (△△市)		試験成績表	
異形棒鋼	D13~D19	800 kg	〇〇製鉄 (○県△町)	〇〇(株) (〇〇市)	ミルシート	

7 施工方法

施工計画書の中心となる事項であるので、工事の施工方法に十分な検討を加え、できるだけ詳細に記載する。

(1) 「主要な工種」毎の作業フロー

該当工種における作業フローを記載し、各作業段階における以下の事項について記述する。

(2) 施工実施上の留意事項及び施工方法

工事箇所の作業環境(周辺の土地利用状況、自然環境、近接状況等)や主要な工種の施工実施時期(降雨時期、出水・濁水時期等)等について記述する。これを受けて施工実施上の留意事項及び施工方法の要点、制約条件(施工時期、作業時間、交通規制、自然保護)、関係機関との調整事項等について記述する。

また、準備として工事に関する基準点、地下埋設物、地上障害物に関する防護方法について記述する。

(3) 使用機械

該当工事における、使用予定機械を記述する。

(4) 工事全体に共通する仮設備の構造、配置計画等について位置図、概略図等を用いて具体的に記述する。また、安全を確認する方法として応力計算等も可能な限り記述する。その他、間接的設備として仮設建物、材料、機械等の仮置き場、プラント等の機械設備、運搬路、仮排水、安全管理に関する仮設備等について記述する。

また、記載対象は次のような事項を基準とする。

(1) 主要な工種

(2) 設計図書で指定された工法

(3) 共通仕様書に記載されていない特殊工法

(4) 施工条件明示項目で、その対応が必要とされている事項

(5) 特殊な立地条件での施工や、関係機関及び第三者対応が必要とされている施工等

(6) その他

そのほか、共通仕様書において、監督員の「承諾」を得て施工するもののうち事前に記載できるもの及び施工計画書に記載することとなっている事項について記載する。

【留意点】

施工方法についての留意点は次のとおり。

(1) 指定仮設又は重要な仮設工に関するもの及び応力計算等によって安全を確認できるものは、計算の記述がされているか。

(2) 作業フローの記述及び留意事項や施工方法の要点が記述されているか。

(3) 工事測量、隣接工区との関連についての記述があるか。

(4) 共通仕様書において承諾を要する事項及び施工計画書に記載すべき事項と指定された事項について記述されているか。

(5) 安全管理に関する仮設備計画が記述されているか、特に枠組足場を使用する場合は足場の種類、設置方法等が「手すり先行工法」を原則としているかどうか。

また、次の間接的設備が記載されているか把握する。

① 監督員詰所、現場作業所、作業員宿舍、倉庫等の仮設建物

② 材料、機械等の仮置場

③ 工事施工上に必要なプラント等の機械設備

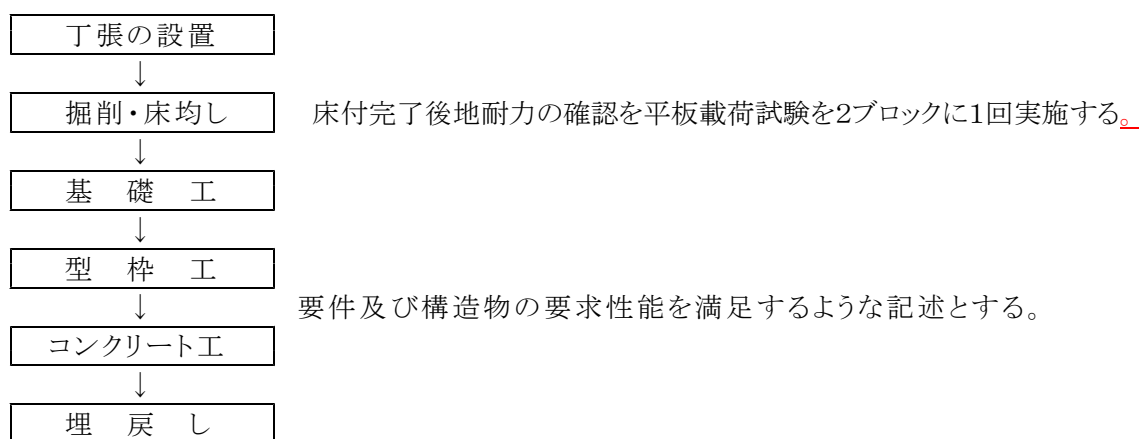
④ 運搬路(仮設備、仮橋、現道補修等)

⑤ 仮排水

⑥ 工事表示板、安全看板、立入防止柵、安全管理に関する仮設備

⑦ その他

【記載例】作業フロー(重力式擁壁)



- ①施工実施上の留意事項及び施工方法について記述する。
- ②使用機械について記述する。
- ③仮設備の構造、配置計画等について位置図、概略図等を用い具体的に記述し、また応力計算について記述する。

8 施工管理計画

施工管理計画については「農林水産土木工事施工管理基準」、「土木工事施工管理基準」等に基づき、その管理方法について記載する。

【留意点】

施工管理計画についての留意点は次のとおり。

- ①必要な工種が記載されているか。
- ②工事規模に見合った管理回数となっているか。
- ③基準にないものの適用は妥当か。
- ④管理方法や処理は妥当か。

(1) 工程管理

計画工程に対する実施管理方法を記載する。

【記載例】工程管理計画

管理手法	ネットワークにより管理する
日常管理	各種別また細別毎の実施作業量を把握し、計画作業量を維持するため労務・機械等の配置を検討する。
週間・月間管理	毎週月曜日及び毎月25日までに工事進捗率を確認し、監督員に履行報告する。
進捗管理	工事開始より2ヶ月間は2週間に1回、工程曲線を用いて管理を行い、計画に○%の差が生じた場合はフォローアップを実施する。また、それ以降は、1ヶ月に1回、同様の管理を実施する。

(2) 品質管理

その工事で行う品質管理の「試験項目」(試験)について、次のような品質管理計画表を作成する。

また、事前審査認定の加熱アスファルト混合物を使用する場合は、混合物の出荷時温度及び締め固め時温度とその変動範囲を記載する。

【記載例】品質管理

品質管理は「農林水産土木工事施工管理基準」「土木工事施工管理基準」等により下記の項目を行う。

工種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	適要

(3) 出来形管理

その工事で行う出来形管理の「測定項目」についてのみ記載する。なお、該当工種がないものについては、あらかじめ監督員と協議して定める。

【記載例】出来形管理

出来形管理は「農林水産土木工事施工管理基準」「土木工事施工管理基準」等により下表の項目を行う。

工種	測定項目	規格値	社内目標値	測定基準	測定箇所	摘要

(4) 写真管理

その工事で行う写真管理について記載する。

【記載例】写真管理

写真管理は「農林水産土木工事施工管理基準」「土木工事施工管理基準」等に基づき下表の項目を行う。

工種	種別	撮影項目	撮影時期	撮影頻度	摘要
コンクリート重力式擁壁工	(施工状況) (出来形管理)	床掘、砕石基礎、コンクリート打設 砕石基礎 厚さ、幅 本体 厚さ、幅、高さ	各施工中 締固後 型枠取り 外し後	各 1 回 No.〇〇 100 mに1回 No.〇〇	

(5) 段階確認

設計図書で定められた段階確認項目についての計画を記載する。

【記載例】段階確認

種別	細別	確認時期	確認項目	確認箇所	予定時期	
ほ場整備	整地工	地割が完了した時			○月○日	
		基盤整地仕上げ完了時			○月○日	
	水路工	用水路施工時			○月○日	
		排水路施工時			○月○日	
	暗渠排水	暗渠排水施工時			○月○日	
	客土	客土及び耕土搬入施工時			○月○日	

(6) 品質証明(社内検査)

その工事の中で行う社内検査項目、検査方法、実施時期について記載する。

品質管理、出来形管理における社内管理の目標値、規格値等は、前項の品質管理、出来形管理計画に記載する。下請けに対する完成検査の方法、時期、内容についても記述する。

また、社内検査員について、現場経験10年が確認出来る経歴書を添付する。

【記載例】社内検査実施要領

当社は、工事施工にあたり、自主施工管理を実施するために、設計図書(共通仕様書等を含む)に基づき、発注者と協議のうえ、下記の項目について社内検査を実施する。

1 検査担当者

社内検査員	正	○○	○○○
	副	○○	○○○

2 検査実施時期

① 共通仕様書(土木工事編)1-1-23「監督員による確認及び立会等」に準じて、重要な工事段階の区切り毎に監督員の確認を受ける前

② その他自主責任上必要な段階

③ 下請け工事完成時(完成検査)

④ 一部完成、完成届提出前

3 検査実施事項

① 検査前に品質、出来形等を測定し管理図に記入し、これにより社内検査を受け、不備な事項があれば、直ちに手直しをする。検査結果、検査状況写真を記録しておく。

② 検査は書類、写真等を確認すると共に、施工途中の基準高、幅、長さや完成工作物の出来形を測定する。

③ 施工途中においては安全衛生管理状況も確認する。

④ 竣工検査前の社内検査においては、現場清掃、検査受検書類の整備状況、検査用具準備等の受検体制を点検する。

9 緊急時の体制及び対応

大雨、強風等の異常気象時及び地震発生時の災害防災並びに自然災害が発生した場合や事故・労働災害発生時における体制及び連絡系統を記載する。

【記載例】災害防災計画

大雨、強風等の異常気象で、自然災害発生のおそれがある注意報、警報の発令時における現場内のパトロールなどの防災計画を記載する。(省略)

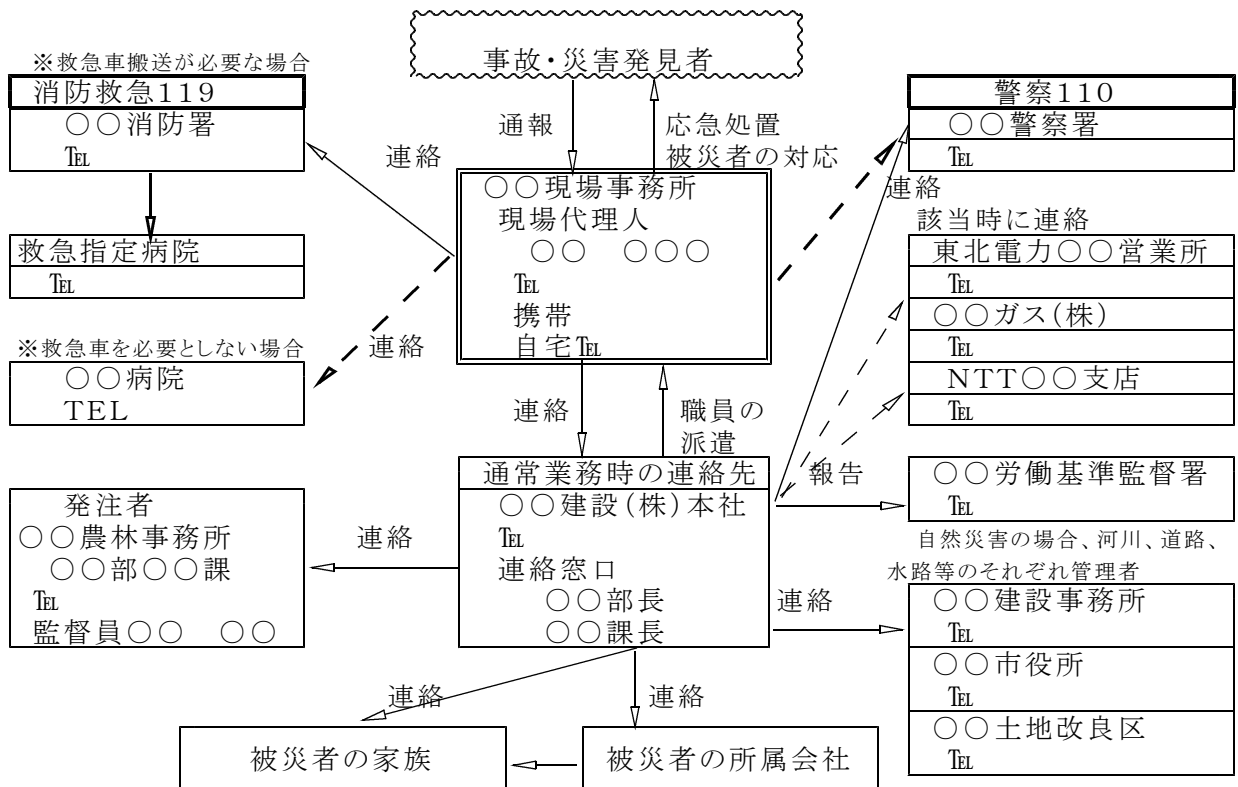
【記載例】緊急時の連絡系統図

下記の箇所の、昼間及び夜間連絡先について記載する。

- ①発注者関係(事務所、監督員等)
- ②請負者関係(本社、支社、現場代理人、主任(監理)技術者等)
- ③関係機関(市町村役場、施設管理者、警察署、消防署、労働基準監督署、救急病院等)
- ④その他(電力会社、NTT、ガス会社等)

【留意点】

- ①緊急時の連絡順位をあらかじめ定めておく。人命の対応を最優先にする。
- ②下記連絡体制のように、すべて現場事務所から連絡するのではなく、本社などと連絡先を分担し、現場事務所では応急措置、被災者への対応を優先する。



新規入場者教育記録より、現場ごとに家族の連絡先を作成し本社に提出する

夜間、休日の緊急時連絡先			
役職	氏名	携帯番号	自宅Tel
現場代理人	〇〇 〇〇		
安全管理者			
担当部長			

夜間・休日の緊急時連絡先(発注者側)			
役職	氏名	携帯番号	自宅Tel

10 交通管理

工事に伴う交通処理及び交通対策について共通仕様書1-1-39条(交通安全管理)によって記載する。道路上で工事を行うにあたって円滑な道路交通と現場作業員の安全を確保するために下記項目を検討する。安全施設、案内標識の配置図並びに交通誘導員等の配置について、福島県土木部保安施設設置基準(道路):共通仕様書(土木工事編Ⅲ)により記載する。

- ① 工事に用いる運搬路として、一般道路を使用するときの対策及び歩行者等第三者に対する対策
- ② 工事に用いる資材・機械を輸送する時の輸送経路・期間・方法・輸送担当者、交通誘導員の配置、標識及び安全施設の設置場所
- ③ 一般道路に係る工事の安全対策
- ④ 指定された工事道路の新設・改良・維持管理・補修及び使用方法
- ⑤ 工事に用いる道路を共有するときの対策
- ⑥ 一般道路上の工事に用いる資材・機械または設備の保管・修理方法

さらに、工事資材や土砂類の運搬に際し、ダンプトラックの過積載防止のための対策(使用車両名、積載量、重量換算の考え方、自主検査点検方法等)を記載する。

また、工事標識等の設置にあたっては、環境との調和に配慮し県産木材を利用した工事標識を設置するものとし、標識の形状及び設置場所を記載する。

【記載例】

(1) 土運搬(ダンプトラック10t)に対する安全対策

- ① 土取場から現場までの運搬経路は別紙図面に添付
- ② 運搬経路に一部〇〇農道を使用するため、住民に工事の概要、安全対策を説明し、十分に打合せを行う。
- ③ 運搬時間は、AM10:00～PM4:00までし、通勤・通学時間帯の運搬作業は行わない。
- ④ 制限速度は、運搬路全線20km/hrとし、運転手に速度厳守を徹底する。
- ⑤ 一般車両及び歩行者の運行については、安全の確保を最優先とするよう、交通誘導員及び運転手に徹底する。

(2) 車両出入口及び交差点の安全対策

- ① 土取場出入口及び出入口から1.5km先の見通しの悪い場所に、φ600mmのカーブミラーを設置する。

(3) 交通誘導員の配置計画

- ① 土取場出入口及び現場出入口に交通誘導員各1名を配置する。
- ② 交通誘導員には、笛、手旗を携帯させ、一般車両・歩行者の安全確保に努めさせる。

(4) 運搬路の維持管理

- ① 運搬路の未舗装部については、乾燥時は1日2回(AM10:00、PM2:00)散水車により散水を行う。
- ② 運搬路の補修は、必要に応じ補修材を散布し補修したり、グレーダーにより不陸整正を定期的に行う。
- ③ 運搬作業中は、1日2回車両運行管理者による巡視を実施する。
- ④ 防塵処理は、定期的に散水により実施する。

(5) 車両運行に関する安全対策

- ① 現場内の運搬路は、常に走行に支障のないよう補修し、〇〇車両運行管理者が路面状況の確認を行う。
- ② 工事車両の作業実施日は、〇〇車両運行管理者の責任のもとに、道路交通法の遵守教育、運転手の体調チェック等を朝礼時に実施する。

(6) 過積載防止対策

過積載防止対策として以下の事項を記載する。

① 工事概要

現場発生・利用の土砂や生コンクリート、砕石、コンクリート二次製品等購入品の運搬時期、運搬先、購入先、運搬経路(土砂等の場合)、運搬者、仮置き場の有無等の事項

②管理点検・啓発方針

積載量の管理・点検方法、積載量監視責任者、下請けを含む工事関係者への過積載防止対策の周知・啓発活動、その他必要な事項

【記載例】土砂のダンプ積載量管理点検方法

過積載とならないため、ダンプの積載高は次の規定量積載高以下とする。

(1)土砂類(土砂、砕石、アスファルト合材等)

平ボデーに均した場合、荷台枠と同じ高さ(荷台枠すりきり状態)

(2)ガラ類(アスファルト殻、コンクリート殻等)

殻の大きさや空隙を考慮し、荷台枠から20cmまでの高さ

実際の積載重量とバックホウ積込回数を確認するため、下記の測定を行う。

- ①当該工事に使用するダンプの積込容量(荷台すりきり)を車種別に算出する。
- ②当該工事に使用するバックホウ等のバケット容量から積込回数・積込容量を想定する。
- ③想定した積込回数・積込容量で実際に土砂を積み、自重計及び台貫で重量を測定する。
- ④当該工事でのバックホウ積込回数及びダンプ積載量を決定する。
(「ダンプ積載量 \leq 荷台すりきりでの積込容量」となることを確認する。)
(土質、含水状態の違いにより②、③、④を複数回測定する。)
- ⑤バックホウ積込回数及びダンプ積載量を両運転手が相互にチェックし、過積載点検表(省略)により管理を行う。

11 環境対策

近年、環境問題が社会問題として大きくクローズアップされてきているが、土木工事においても例外でなく、年々地域住民の要望・苦情が多くなってきており、これらが土木工事の円滑な実施を妨げる要因となってくる。このため現場地域の生活環境の保全と、円滑な工事施工を図ることを目的として、環境保全対策関係法令に準拠して、次のような項目の対策計画を記載する。

- (1)騒音、振動対策
- (2)水質汚濁
- (3)ゴミ、ほこりの処理
- (4)事業損失防止対策(家屋調査、地下水観測等)
- (5)産業廃棄物の対応
- (6)動植物への配慮事項(農業農村整備事業で「環境配慮調書」記載事項があればそれに対する対策)
- (7)その他

【記載例】

(1)現場周辺調査の結果、周辺に井戸を生活用水としている家屋が5軒あり、場内の水替え作業により井戸枯れを起こす可能性があるため事前調査を実施する。

- ①調査の目的:井戸枯れ発生時に即応し、住民の生活用水を確保する。
 - ②調査方法:水替え作業前の水位、水深、水質を測定する。
 - ③追跡調査:水替え作業開始後、毎日午前、午後水位を測定する。
 - ④対応:水位に変動が見られた場合は、監督員に報告し対応を協議するとともに、上水道からの給水対応がいつでもできるように体制を整えておく。
 - ⑤調査にあたっては上記事項を住民に説明し、了解を得た後実施する。
- (2)重機への給油及びグリース補給の際、流失事故を起こさないよう指導し徹底させる。
 - (3)生コンクリート車の洗浄は自社(生コン会社)に持ち帰り実施するよう指導し徹底させる。
 - (4)重機の空ぶかし、バケットの揺さ振り、ダンプトラックの急発進・急停車等による騒音・振動は絶対しないよう、指導し徹底させる。
 - (5)以上(2)から(4)項目について、朝礼・安全訓練等で指導を行うとともに、実施状況を把握し周辺地域への影響を最小限とするよう努力する。

12 現場作業環境の整備

現場作業環境の整備に関して、環境美化などのイメージアップを考慮して次のような項目の計画を記載する。

- (1) 仮設関係
- (2) 安全関係
- (3) 営繕関係
- (4) その他事項

【記載例】

項目	実施内容、イメージアップ内容	実施場所
仮設関係	・工事PRのため、工事説明・完成予想図の掲示 ・仮囲いの美装、フラワーポット等の設置 ・現場事務所敷地の敷砂利、出入口の整備（敷鉄板等）	・現場事務所周辺 ・現場出入口
安全関係	・バリケートのカラー化、デザインフェンスの設置 ・漫画化などデザイン工事標識の設置 ・照明施設の設置 ・安全意識高揚のため、安全旗・安全標識の掲揚	・現場事務所周辺 ・現場出入口
営繕関係	・作業員休憩室、食堂の設置 ・トイレの水洗化、手洗い・洗面台の設置	・現場事務所
その他事項	・地元とのコミュニケーションのため工事説明会やパンフレット等の配布	

13 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法

再生資源利用の促進に関する法律及び福島県の「建設リサイクルガイドライン」（共通仕様書土木工事編Ⅲ）に基づき、次のような項目について計画する。

- ①再生資源利用計画書
- ②再生資源利用促進計画書
- ③処理委託業者名（建設副産物を運搬（委託）、処分を行う場合）
- ④マニフェスト使用の徹底
- ⑤社内の管理体制（建設副産物対策の責任者の明確化）
- ⑥建設副産物を搬入する処分場名

【記載例】

- ①「再生資源利用計画書（実施書）」（省略）
- ②「再生資源利用促進計画書（実施書）」（省略）

14 UD指針に基づき実施する項目・内容

15 その他

その他重要な事項について、必要により記載する。

- (1) 官公庁への手続き（警察、市町村）
- (2) 地元への周知
- (3) 休日